

補聴器の購入費用の一部を補助

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている方に、補聴器の購入費用の一部を補助します。事前審査がありますので、購入前に相談してください。

◇対象 65歳以上で次のすべてに該当する方

* 前年の合計所得金額が210万円未満である
* 聴覚障害による補聴器(補装具購入費)の支給対象者でない

- * 純音聴力検査などの結果、医師により補聴器が必要と認められた
- ◇補助額 補聴器本体購入費用の2分の1の額(限度額4万円)
- ☆申請は、高齢者支援係へ。



もの忘れ予防検診(認知症検診)を実施

認知症の早期発見・治療につなげるため、次のとおり実施します。

◎「認知症の気つきチェックリスト」兼受診
券を送付

65～79歳の奇数年齢の方を対象に、5月下旬までに送付します。65歳以上で、対象でない方が送付を希望する場合は、市役所介護福祉課へ連絡してください。

◎もの忘れ予防検診(認知症検診)

4月1日現在、65歳以上で「認知症の気つきチェックリスト」を受けた方を対象に、無料で実施します。

ただし、要支援・要介護認定を受けてい



◇期間 6月1日(日)～令和8年3月31日
◇場所 市内指定医療機関
☆詳しくは、介護福祉課へ。

市税などの納付は納期内に

行政サービスは、皆さんに納付していただく税金や保険料に支えられています。納期限を過ぎると延滞金が加算されることがありますので、納付は納期内にお願いします。

☆詳しくは、税の納付については納税課、その他は各担当へ。

▼令和7年度 市税などの納期と休日窓口

		令和7年										令和8年			通知書の発送時期	担当
納期限		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
税	市民税・都民税・森林環境税			1期		2期		3期			4期				6月上旬	課税課
	固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期				5月上旬	
	軽自動車税(種別割)	全期													5月上旬	
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期				7月上旬	保険係
保険料	介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期				7月上旬	保険料係
	後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期				7月上旬	後期高齢者医療係

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当		
休日窓口	税	5/18	6/15	7/20	8/24	9/28	10/26	11/16	12/21	1/25	2/15	3/15	納税課		
	保険料			7/20	8/24		10/26		12/21		2/15		保険料係、後期高齢者医療係		

※休日窓口は、いずれも日曜日です。